

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の日)

(第三種郵便物認可) 第76号 (号外)

鳥取県公報

木曜日 昭和49年12月26日 1

目次  
◇条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

## 条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年十二月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第四十六号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)

の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「又は死亡し」を削り、同条第三項中「前二項」を

「第一項又は第二項」に、「日割」を「日割り」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

第七条の三第一項中「こえない」を「超えない」に、「五年以内、第三号」を「二十年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内、第四号」に、「第一号に掲げる職に係るものにあつては、」を「第一号及び第二号に掲げる職に係るものにあつては、」に改め、同項第一号中「十一万円」を「十三万円」に改め、同項第三号中「前二号の」を「前三号に掲げる」に、「職で」を「職のうち」に、「もので」を「職で」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「医療職給料表」の適用を受ける職員の「を」前二号に掲げる「に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による

欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)

で人事委員会規則で定めるもの 月額二万五千元

第八条第三項中「三千五百円とし」を「五千元」に改め、「第五号までに掲げる扶養親族」の下に「(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち二人までについてはそれぞれ千五百円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については三千五百円)、その他の扶養親族」を加え、同項ただし書を削る。

第九条第一項中「その旨」の下に「(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を加え、同項第三号及び第四号中「十八歳未満の子」を「子、父母等」に改め、同条第三

項中「さらに」を「更に」に、「扶養親族たる十八歳未満の子」を「扶養親族たる子、父母等」に、「当該十八歳未満の子」を「当該扶養親族たる子、父母等」に改める。

第九条の四を次のように改める。

(住居手当)

第九条の四 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額四千元を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県が設置する公舎を貸与されている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)

二 その所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額一万元以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から四千元を控除した額

ロ 月額一万元を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万元を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が二千元を超えるときは、二千元)を六千元に加算した額

二 前項第二号に掲げる職員 千円(当該住宅が当該職員その他人事委員会規則で定める者によつて新築され、又は購入されたものであ

る場合にあつては、当該新築又は購入がなされた日から起算して五年を経過するまでの間は二千五百円)

3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十条第二項第一号中「五千元」を「八千元」に、「こえる」を「超える」に、「二千円」を「千円」に改め、同項第二号中「千円」を「千三百円」に、「千八百円」を「二千三百円」に、「二千円」を「二千五百円」に、「二千五百円」を「三千六百円」に改め、同項第三号中「五千元」を「八千元」に、「こえる」を「超える」に、「二千円」を「千円」に改める。

第十六条の二第一項中「千円」を「千三百円」に、「行なう」を「行う」に、「二千円」を「二千六百円」に、「こえない」を「超えない」に、「行なわれる」を「行われる」に、「千五百円」を「千九百五十円」に、「三千円」を「三千九百円」に改める。

第十六条の四第二項中「こえない」を「超えない」に、「百分の百十」を「百分の百四十」に、「百分の二百」を「百分の二百十」に改める。

附則第十二項を削る。  
別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	200,400	153,700	—	—	—	79,000	70,000	—
2	209,600	160,200	136,200	115,100	96,300	83,000	72,800	57,600
3	218,800	166,900	141,700	120,000	100,600	87,100	75,700	59,200
4	228,000	173,900	147,200	124,900	105,000	91,200	79,000	60,800
5	237,200	180,900	152,700	129,900	109,400	95,300	82,300	62,500
6	246,400	187,900	158,200	134,900	113,900	99,400	85,600	64,800
7	255,600	194,900	163,800	140,200	118,400	103,400	88,900	67,300
8	264,800	201,900	169,500	145,500	122,900	107,400	92,200	69,900
9	274,000	208,900	175,200	150,900	127,500	110,900	95,000	71,700
10	283,200	215,700	180,900	156,300	132,100	114,400	97,800	73,500
11	290,000	222,300	186,600	161,700	136,700	117,900	100,400	75,300
12	295,300	228,900	192,300	167,100	141,300	121,400	102,900	77,100
13	300,600	235,400	197,800	172,500	145,900	124,900	105,400	78,900
14	305,600	240,700	203,300	177,700	150,200	128,000	107,500	80,700
15	309,800	246,000	208,700	182,900	154,200	131,000	109,600	82,400
16		249,700	213,200	188,000	158,000	133,900	111,700	84,100
17			217,700	192,200	161,800	136,800	113,800	85,400
18			221,000	196,400	164,500	139,300	115,800	
19				199,500	167,200	141,800	117,400	
20					169,900	143,600		
21					171,900			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	—	79,900	71,200	—
2	161,300	150,200	129,500	100,800	84,000	73,800	66,100
3	167,300	155,700	134,400	105,300	88,100	76,400	68,400
4	173,300	161,300	139,300	109,900	92,200	79,700	71,000
5	179,300	166,900	144,700	114,500	96,300	83,500	73,600
6	185,300	172,600	150,200	119,200	100,400	87,400	76,200
7	191,000	178,300	155,700	123,900	104,500	91,300	79,400
8	196,700	184,000	161,200	128,600	108,600	95,200	83,100
9	202,400	189,700	166,800	133,400	112,700	99,100	86,800
10	208,100	195,400	172,400	138,200	116,800	103,000	90,500
11	213,900	201,100	178,000	143,000	121,000	106,900	94,300
12	219,700	206,800	183,600	147,800	125,200	110,800	98,100
13	225,500	212,500	189,200	152,600	129,400	114,700	101,900
14	231,300	218,200	194,800	157,400	133,600	118,600	105,700
15	237,100	223,800	200,300	162,200	137,800	122,500	109,500
16	242,600	228,800	205,800	166,700	142,000	126,500	113,300
17	248,100	233,500	210,200	171,200	146,200	130,500	117,100
18	251,700	236,800	214,600	175,700	150,400	134,500	120,900
19			218,600	180,100	154,600	138,500	124,700
20			221,700	183,700	158,800	142,500	128,500
21				187,300	163,000	146,500	132,300
22				190,900	167,200	150,500	136,000
23				194,500	171,400	154,500	139,700
24				198,100	175,000	158,500	143,400
25				200,700	178,600	162,500	147,100
26					182,200	166,400	150,800
27					185,800	169,900	154,500
28					189,400	173,400	158,200
29					191,800	176,900	161,900
30						180,400	165,000
31						183,900	168,100
32						186,200	171,200
33							174,300
34							176,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表 (第三条関係)

イ 教育職給料表(-)

職 務 の 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	—	74,500	—
2	140,700	78,100	62,800
3	146,100	81,900	65,000
4	151,600	85,800	67,200
5	157,100	89,700	69,900
6	162,700	93,600	73,200
7	168,300	97,500	76,500
8	173,900	101,500	80,000
9	179,600	105,600	83,600
10	185,300	109,700	87,300
11	191,000	114,000	91,000
12	196,700	118,500	94,700
13	202,400	123,300	98,600
14	208,100	128,300	102,600
15	213,800	133,400	106,600
16	219,500	138,600	110,500
17	225,200	143,800	114,400
18	230,900	149,000	118,300
19	237,100	154,200	122,200
20	243,300	159,400	125,700
21	249,500	164,600	129,100
22	255,700	169,800	132,500
23	261,100	174,900	135,900
24	266,500	180,000	139,300
25	270,200	185,100	142,700
26		189,800	146,100
27		194,500	149,500
28		199,200	152,900
29		203,900	155,800
30		208,600	158,700
31		212,800	161,200
32		216,600	163,700
33		220,400	166,200
34		223,900	168,500
35		227,400	170,300
36		230,900	
37		233,500	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ロ 教育職給料表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	—	67,200	—
2	119,800	70,800	62,800
3	124,800	74,500	65,000
4	129,900	78,100	67,200
5	135,000	81,900	69,900
6	140,400	85,800	73,200
7	145,800	89,700	76,500
8	151,200	93,600	80,000
9	156,600	97,500	83,600
10	162,000	101,500	87,200
11	167,300	105,600	90,800
12	172,600	109,700	94,400
13	177,900	114,000	98,000
14	183,200	118,500	101,600
15	188,500	123,300	105,200
16	193,700	128,200	108,800
17	198,900	133,100	112,400
18	204,100	138,200	115,800
19	209,300	143,300	119,200
20	214,500	148,400	122,600
21	219,700	153,500	125,900
22	224,500	158,300	129,000
23	229,100	163,000	132,100
24	233,200	167,700	134,800
25	237,300	172,000	137,400
26	240,800	176,300	139,700
27	243,400	180,500	142,000
28	246,000	184,700	144,100
29	248,600	188,700	145,800
30		192,700	147,500
31		196,700	149,200
32		200,700	
33		204,500	
34		208,300	
35		211,800	
36		214,600	
37		217,400	
38		219,800	
39		222,000	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表 (第三条関係)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	—	—	71,700	62,700
2	—	—	74,800	65,200
3	—	—	78,300	67,800
4	159,000	113,100	82,600	70,500
5	165,800	118,600	86,900	73,300
6	172,800	124,100	91,300	76,500
7	179,800	129,700	95,700	80,100
8	186,800	135,300	100,300	84,000
9	194,400	140,900	104,900	88,200
10	202,000	146,500	109,500	92,500
11	209,600	151,900	114,100	96,800
12	217,600	157,300	118,700	101,100
13	225,600	162,700	123,300	105,400
14	233,600	167,600	127,800	109,600
15	241,600	172,500	132,300	113,500
16	249,400	177,000	136,800	117,200
17	257,200	181,200	141,300	120,600
18	265,000	185,100	145,500	124,000
19	272,800	189,000	149,700	127,400
20	280,600	192,900	153,900	130,800
21	287,100	196,800	158,000	134,200
22	292,100	200,700	162,100	137,600
23	297,100	204,600	166,200	140,300
24	301,600	208,500	169,800	142,900
25	306,100	212,100	173,400	145,000
26	309,800	215,700	176,100	
27		218,500		

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第五 医療職給料表(第三条関係)

## イ 医療職給料表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	202,500	153,500	—	91,700
2	209,600	160,400	133,300	97,100
3	216,700	167,300	139,900	102,500
4	223,800	174,300	146,700	107,900
5	230,900	181,300	153,500	114,200
6	237,900	188,300	160,300	120,500
7	244,900	195,400	167,100	126,900
8	251,600	202,500	174,000	133,300
9	258,300	209,600	180,900	139,700
10	265,000	216,700	187,800	146,100
11	271,700	223,800	194,700	152,500
12	278,400	230,200	200,500	157,700
13	284,900	236,600	206,300	162,900
14	291,400	243,000	211,900	168,100
15	297,000	249,400	217,400	173,300
16	302,600	255,700	222,900	178,500
17	308,200	261,800	228,400	183,700
18	313,200	267,900	233,900	188,900
19	317,400	274,000	239,400	193,900
20		279,200	244,100	197,400
21		284,400	248,800	200,900
22		288,100	252,900	203,500
23			256,000	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。



## □ 医療職給料表(二)

職務の 等級 号 給	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	159,000 円	120,000 円	88,500 円	71,600 円	62,900 円	—
2	166,000	125,200	92,700	74,500	65,500	59,300
3	173,100	130,400	97,000	77,600	68,100	61,000
4	180,200	135,700	101,300	80,700	70,900	62,800
5	187,300	141,200	105,600	84,400	73,800	65,100
6	194,400	146,700	109,900	88,100	76,900	67,600
7	201,500	152,200	114,200	92,000	80,000	70,100
8	208,600	157,700	118,700	95,900	83,100	71,900
9	215,700	163,100	123,200	99,800	86,200	73,700
10	222,300	168,500	127,800	103,700	89,300	75,500
11	228,900	173,900	132,400	107,600	92,400	77,300
12	235,400	179,100	137,000	111,200	95,200	79,000
13	240,700	184,300	141,600	114,800	98,000	80,300
14	246,000	189,300	146,200	118,400	100,600	
15	251,300	193,700	150,600	121,900	103,100	
16	255,000	198,100	154,800	125,400	105,600	
17		202,100	158,900	128,500	107,700	
18		206,100	163,000	131,600	109,800	
19		209,200	165,900	134,500	111,900	
20			168,700	137,400	113,500	
21			171,500	139,900		
22			173,600	141,700		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	138,600	108,000	92,000	69,900	61,300
2	143,700	112,200	95,800	72,900	63,400
3	148,800	116,400	99,700	76,000	65,500
4	153,900	120,700	103,600	79,100	67,600
5	159,400	125,000	107,500	82,200	69,900
6	164,900	129,400	111,400	85,300	72,800
7	170,400	133,800	115,800	88,600	75,900
8	175,900	138,300	119,200	91,900	79,000
9	181,400	142,800	123,100	95,200	82,100
10	187,000	147,300	127,000	98,500	85,200
11	192,600	151,800	130,900	101,800	88,300
12	198,200	156,200	134,800	105,100	91,400
13	203,800	160,600	138,800	108,400	94,500
14	209,300	165,000	142,800	111,700	97,600
15	214,800	169,400	146,800	115,000	100,600
16	219,600	173,800	150,800	118,300	103,600
17	224,400	178,200	154,800	121,500	106,600
18	228,800	182,600	158,700	124,700	109,600
19	233,200	187,000	162,500	127,900	112,600
20	236,300	191,400	166,300	131,100	115,600
21	239,400	195,500	170,100	134,300	118,600
22	242,500	198,800	173,900	137,500	121,600
23		202,100	177,100	140,700	124,200
24		205,400	180,200	143,900	126,700
25		208,000	183,300	147,100	129,200
26		210,600	185,700	150,300	131,700
27		212,800	188,100	153,500	134,000
28			190,200	156,700	136,300
29				159,500	138,100
30				161,500	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第六中「別表第六」を「別表第六(第十一条の二関係)」に改める。

別表第七中「別表第七」を「別表第七(第十一条の二関係)」に改める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の三中「職員を除く。」の下に「又はその所有に係る住宅(知事が定めるこれに準ずる住宅を含む。)(に住居している職員で世帯主であるもの)を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の二中「職員を除く。」の下に「又はその所有に係る住宅(企業管理規程で定めるこれに準ずる住宅を含む。)(に居住している職員で世帯主であるもの)を加える。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(第九条の規定を除く。)、第二条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定及び第三条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。ただし、改正後の条例第十六条の二第一項及び第十六条の四第二項の規定は、同年九月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和四十九年四月一日(以下「切替日」という。)において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるところに準ずる職員の改正後の条例の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職

員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならぬ。

(扶養手当に関する経過措置)

7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならぬ。

一 切替日において、その前日から引き続き、改正前の条例第八條第二項第二号から第五号までに掲げる扶養親族（十八歳未満の子を除く。

以下「扶養親族たる父母等」という。）で改正前の条例第九條第一項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び扶養親族たる十八歳未満の子のなかつた者

二 切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第九條第一項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者（その職員となつた日に扶養親族たる十八歳未満の子があつた者を除く。）であつてその届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実

の生じた日から十五日を経過した後）にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者及び扶養親族たる十八歳未満の子のなかつたもの（前号に該当する者を除く。）

三 切替期間において配偶者のない職員となつた者（改正前の条例第九條第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員

で、配偶者のない職員となつたものを除く。）であつて、その配偶者のない職員となつた日に、扶養親族たる十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

四 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に、扶養親族たる十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第九條第一項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

8 前項第一号又は第二号の規定による届出がこの条例の施行の日から三十日を経過した後）にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第八條第三項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間、同項中「千五百円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については三千五百円）」とあるのは、「千五百円」とする。

9 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に、扶養親族たる十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第九條第一項の規定による届出がさ

れたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における改正後の条例第九条第一項第二号の規定又は附則第七項第三号の規定による届出がこの条例の施行の日から三十日を経過した後に行されたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。

（給与の内払）

10 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会への委任）

11 附則第三項から前項までに定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。